

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★適格請求書（インボイス）⇒ **売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段**

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間に
暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項
が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

（ポイント）

- ・ 交付するインボイスは、これまでの**請求書や領収書に記載事項を追加する**イメージ（受領者による“追記”は不可）
- ・ **免税事業者は発行不可**（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- ・ 登録した事業者は、買い手の求めに応じて**インボイス交付義務・写しの保存義務が発生**

（ポイント）

- ・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら**“追記”が可能**
- ・ **免税事業者でも発行可能**
- ・ 区分記載請求書の**“交付義務”はない**